

2026年11月12日開催

【事例で解説 会社法・商業登記の基本論点（第7章まで）】について

実務相談室担当 司法書士 金子登志雄

今回は1年前に当商業登記倶楽部より発刊した拙著『事例で解説 会社法・商業登記の基本論点』の内容につきお忘れになった方やご多忙のため部分的には未読の方もおられるでしょうから、本書を下敷きにして基本的事項につき講義してほしいとの要請を受けましたので、分量の関係で、会社の計算や組織再編を除いた第7章までを対象に講義することにいたしました。

講義方法はいつもどおりQ&A方式にいたしますが、Qについては、基本論点の中からいくつかピックアップしただけでなく、実務相談室に寄せられた質問や私自身が今回のために作成した質問を追加いたしました。以下のとおりですが、まずは何も参考にせずに回答を自分の頭でお考えください。よい回答が出ない場合は、基本論点などを参考に回答をお考えください。そして最後に11月12日に私の回答と照らし合わせてみましょう。当日は多数のご参加をお待ちしています。

【事例で解説 会社法・商業登記の基本論点（第7章まで）】

2026. 11. 12現在

司法書士 金子登志雄

第1章 会社法と商業登記

第1論点 会社法の思考

★Q：取締役会設置会社である株式会社甲（取締役ABC、代取A、監査役P、株主はABのみ）では、11月15日に臨時株主総会を開催し取締役としてDを選任するが、Dは増員取締役のため定款の任期の定めにより12月24日開催予定の定時株主総会ですぐに他の取締役とともに任期満了退任するため、会社としては費用負担を軽減するため、その後にまとめて全員の重任を登記するつもりだったが、監査役からDにつき登記まで期間を空けすぎだとの指摘がなされてしまった。費用の軽減と法令順守の調整につき、会社から相談を受けた司法書士の貴方は、どうアドバイスしますか。

★Q：自己株式はなぜ貸借対照表の純資産の部に、取得価額でマイナス表記されるのですか。

★Q：会社の計算（株主資本）の表記について会社法と会社計算規則を比較して説明してください（下記の黒い部分を埋めてください）。

【会社法】	【会社計算規則】	
①資本金（会445条1項）	(株式会社) ①資本金	(持分会社) ①資本金
②準備金（会445条4項） （資本準備金と利益準備金）	②	②資本剰余金
③剰余金	③	★矢印は組織変更のとき ③利益剰余金 ★準備金の概念がない

★Q：吸収合併契約を締結していないのに合併公告を出したり、取締役会や株主総会で合併契約を承認してもよい理由は何ですか。

★Q：設立時代表取締役の選定や解職につき取締役会設置会社でも設立時取締役A B Cで決定しますが、この際、Aと設立会社との特別利害関係は問題になりますか。

第2論点 会社法29条と295条2項（権限分配）

★Q：取締役会設置会社ですが定款に「当会社の代表取締役は取締役会又は株主総会で選定することができる」とあったので、定款を添付して株主総会で選定したら、こんな定款内容はみたことがない、有効な表現なのと登記所から説明を求められました。また、司法書士仲間にも、取締役会設置会社の代表取締役を株主総会でも定められるようにすると、株主総会と取締役会の権限の分配が不明確になり、株主総会で選定した代表取締役を取締役会で解職することもできないという不都合が生じるのではないかといわれました。どう説明すればよいですか。

★Q：取締役会の決議事項を株主総会でも決議できるようにする会社法295条2項は代表取締役の選定以外に、どういうケースで利用すると効果的ですか。

★Q：会社法295条2項を利用し、株主総会決議と取締役会決議の2つが必要な場合に、株主総会だけで済ます省エネ法は非取締役会設置会社でも応用できますね。例をあげてください。

第3論点 商業登記規則61条

★Q：商業登記規則61条1項を根拠に定款を添付する必要がある典型例はどんな場合ですか。

第4論点 押印の任意化

★Q：押印の任意化はだいぶ浸透しましたが、顧客の利用状況はいかがですか。

第2章 株式会社の設立

★Q：基本論点出版後、会社の設立で何か変化を感じたことはありますか。

第3章 役員変更と議事録

第1論点 取締役と代表取締役の地位の関係

★Q：①定款に互選規定のない非取締役会設置会社甲に代表取締役Aと取締役Bがいます。切れ目のよい11月30日終了をもってAが代表取締役のみを辞任したいというので、甲社は11月30日の臨時株主総会にて12月1日付でBを代表取締役に選定しました。この場合の登記の添付書面と登記記録の表示につき説明して下さい。

②Aが取締役の辞任届を会社に提出した場合では、どうなりますか。

第2論点 代表権の喪失と付与

第3論点 取締役の複数化と単数化

★Ｑ：定款に「当会社が取締役を複数置く場合には、取締役の互選により代表取締役１名を定める。当会社に置く取締役が１名の場合には、当該取締役を代表取締役とする。」と規定されている株式会社に代表取締役Ａと取締役Ｂが存在しているとします。

今般代表取締役Ａが取締役を辞任し取締役がＢのみになるので、この場合のＢの代表取締役の登記原因につき「就任」説（基本論点５４頁）と「代表権付与」説（松井ハンドブック５版３９１頁）とがありますが、もし法務局で「就任」ではなく「代表権付与」にせよと指示された場合にＢにつき代表取締役等住所非表示の申出はどうなるでしょうか。

第４論点 後任、補欠、増員

第５論点 選任（再任）と任期、就任と重任

★Ｑ：９月決算の取締役会設置会社乙では、もともとオーナーＡの下に、令和７年１２月就任で「取締役ＡＢＣ、代取Ａ、監査役Ｐ」という役員構成でしたが、この１１月中に上場会社の傘下に入り、上場会社からＸＹＺの役員を迎え入れ以後の役員構成は「取締役ＡＢＸＹ、代取ＡとＸ、監査役Ｚ」とする予定である。それはともかく、上場会社から同時に定款変更し、上場会社の子会社らしく取締役の任期を１年に変更してほしいとの要望を受けているが、これでは本年１２月の定時株主総会の終結時に取締役全員の任期が満了してしまうため反対したいがどうかと、担当司法書士である貴方は相談を受けたら、どうアドバイスしますか。

★Ｑ：３月決算の株式会社甲では、取締役の任期を事業年度末日（３月３１日）にしているため、毎年３月中旬に臨時株主総会を開催し、４月１日からの取締役を予選しています。現取締役がＡＢＣ（代取Ａ）の３名で４月１日からの取締役としてＡＢＸを選任した場合は、決議時と効力発生日の取締役構成が相違するため代表取締役については、予選が困難のため、４月１日になってからＡＢＸで代表取締役Ａを選定した場合に、この代表取締役は重任で登記できるか。

★Ｑ：取締役を辞任し、同時に監査役に就任する場合に、辞任届と就任承諾書を１枚にまとめてよろしいですか。

第６論点 業務執行取締役と社外役員と責任

★Ｑ：社外取締役の登記は監査役のない委員会系の会社为中心で、社外監査役の登記は監査役会のある会社为中心のため、非公開会社の実務では社外役員の登記は、監査役会を設置したり廃止した場合が中心になりますが、どんな登記をすればよいのですか。

第４章 株主総会と取締役会

第１論点 株主総会議事録

★Ｑ：会社法３１９条の株主総会の書面決議や同３７０条の取締役会の書面決議の同意は電子メールによるものでも有効ですか。

第２論点 取締役会決議と取締役の過半数の同意

第３論点 代表取締役選定の印鑑問題

★Ｑ：商業登記規則６１条６項を前提に、実際に株主総会で代表取締役を選定した場合のほか、会社法３１９条や同３７０条で選定した場合の議事録の押印で覚えておくべき注意点をご指摘ください。

第5章 機関の設置と廃止

第1論点 機関とは何か

★Q：6月28日の定時総会で確定した貸借対照表によると、負債が200億円以上（大会社）になってしまいましたが、迂闊にも会計監査人の設置と監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款の変更（会389条1項参照）並びに会計監査人・監査役の選任を定時総会の議題としていませんでした。緊急に7月20日に臨時株主総会を招集し、決議する予定ですが、その後の登記申請において、会計監査人の設置の日は6月28日になるのでしょうか。

★Q：取締役会設置会社甲の登記事項証明書では、「取締役ABC、代取A、監査役P」とあるが、取締役Cと監査役P（監査の範囲は会計限定）は9月30日に辞任済みだが、適当な後任がみつからず現在、権利義務者である。さて、11月には役員全員が任期満了となる定時株主総会を開催しなければならないが、それまでに後任がみつからない可能性が高い場合に、貴方ならどうアドバイスしますか。

第2論点 機関の設置と廃止の実際

★Q：取締役会を廃止し、登記も終了したのに、株式の譲渡制限規定（当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない）の「取締役会」部分を「当会社」あるいは「株主総会」なりに改めることを失念してしたこと気づきました。違法状態でしょうか。

★Q：取締役会を廃止して、代表取締役の選定は取締役の互選とし、代表取締役を再任した場合、登記は不要でも、その互選書の添付が必要だと補正を受けています。応じなければならないもののでしょうか。

第6章 株式と新株予約権

第1論点 株式募集事項の定め方

★Q：登記するストックオプションの募集新株予約権の数ですが、募集した数ですか、申し込まれなかったものや割り当てられなかったものは除外されますか（9月15日の実務相談室の質問）。

③払込金額

★Q：募集株式の払込金額として、次の定め方は有効ですか。

①1株につき金12円50銭

②1株につき金100万円を98で除した金額

③払込金総額2000万円中の金800万1111円については、債権者A氏の当社に対する令和〇年〇月〇日準消費貸借契約による金銭債権とし、この評価額金800万1111円の現物出資とする。

★Q：11月13日までと払込期間を定めて金200万円につき株式募集をしたところ、11月10日に全額の200万円が払い込まれました。登記は11月13日まで待たねばなりませんか。

★Q：自己株式の交付がなされたのに資本金額が増加することはあり得ますか。

★Q：募集株式として新株1000株を発行する予定でしたが、途中で、このうち100株は自己株式交付に代えたいのですが可能ですか。

Q6-1-1 募集方法の分類

募集株式の方法のうち第三者割当ては第三者に募集をかけることで本来の割当てではないということですが、どういう意味かにつき分かりやすく教えていただけませんか。

Q6-1-6 100%子会社の増資

100%子会社が親会社の追加出資により増資する手続について相談を受けています。実務では、会社法202条の株主割当ての手続を避けているようですが、なぜですか。

Q6-1-9 DESを証する「会計帳簿」とは

DESを証する「会計帳簿」って具体的にはどんなものがあるのですか。

第2論点 自己株式の取得、保有、処分、消却

第3論点 種類株式の発行

★Q：「普通株式の1.2倍の配当を受ける」は配当優先株式ですか。

★Q：拒否権条項付株式を発行する場合はどのような点に注意すべきですか。

★Q：従業員に割り当てる株式を取得条項付株式にし、「従業員が当会社を退社するときに、会社はこれを時価で取得することができる」と定める例が少なくありません。登記も受理されているようですが、対象従業員としてABCがいた場合に、Aが退職したときはAの株式だけを取得できるような定めは、当事者間限りの人的な関係であり、その種類株主が誰でもという普遍的な内容でないため、種類株式として適当だといえるのかという疑問があるため、個人別に種類株式にして、①A種類株式＝A種類株主と当社との雇用契約が終了したときは…。②B種類株式＝B種類株主と当社との雇用契約が終了したときは…。③C種類株式…。とすれば、人的要素も薄まり登記も受理されると思うのですが、いかがですか。

Q6-3-1 次は、法務省民事局商事課発の「会社法等の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いに関するQ&A」4-36ですが、②と③の実際の手続を教えてください。

Q：普通株式の一部を配当優先無議決権株式に変更する場合の変更登記の申請書には、①株式の種類を追加する旨の定款変更に係る株主総会議事録及び②株式会社と配当優先無議決権への変更を希望する株主との合意を証する書面のほか、③他の普通株式にとどまる者全員の同意を証する書面の添付を要するか。

第4論点 新株予約権の定め方

★Q：新株予約権の発行登記を依頼されましたが、「新株予約権の目的たる株式の数」につき、「本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。」とありました。登記実務は、全個の合計株式数だという総数説ですから、このままでは補正にされますか。

★Q：「転換社債型新株予約権付社債」の登記などが舞い込むと慌ててしまうかもしれませんが、新株予約権付社債ではなく社債付新株予約権と意識していたほうがよいでしょう。

注意事項は、登記項目として「金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額」という現物出資事項が加わることです。社債を現物出資して新株予約権を行使するためです。この欄には「当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする」などといった文章を加えるだけです。

さて、7月10日の実務相談室で質問がありました。どうも、1社債200万円に5個の新株予約権がセットになっているようで、新株予約権の行使条件に「5個単位でのみ行使することができるものとす」と定める必要があるかという質問でした。このような定めは必要でしょうか。また、下線部分はどうか定めたらよいでしょうか。

第7章 株式の併合・分割・無償割当てほか
第1論点 株式分割・併合等が必要になるケース
第2論点 株式分割と無償割当ての手続

★Q：定款では普通株式のほかA種種類株式を発行できるようになっていますが、A種種類株式は発行済みがゼロですので、普通株式1株を10株に分割する予定ですが、この際に、株式分割の比率の範囲内で発行可能普通株式総数を増加することができますか。

(2) 株式の無償割当ての手続

★Q：最近は株式分割の代用として株式の無償割当ても少なくないようですが、株式分割より有利な理由は何ですか。

第3論点 株式併合の手続
第4論点 単元株式制度の利用

★Q：株主Aが6万8300株、Bが1万1700株で発行済株式の総数8万株の会社で2万株を1株に併合した場合、併合後の株数は3株ですか、4株ですか。

以上